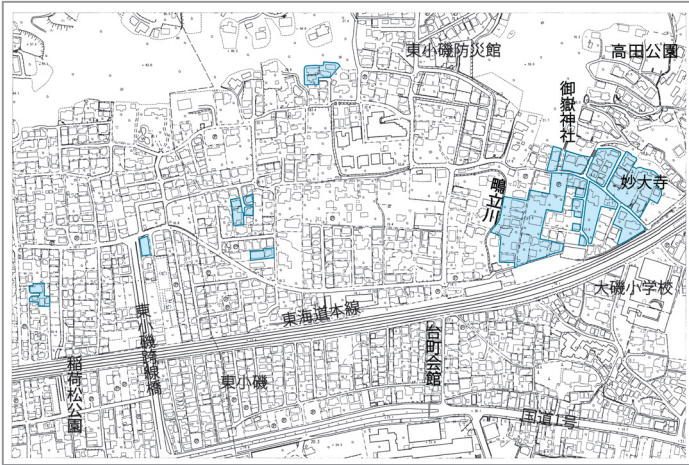
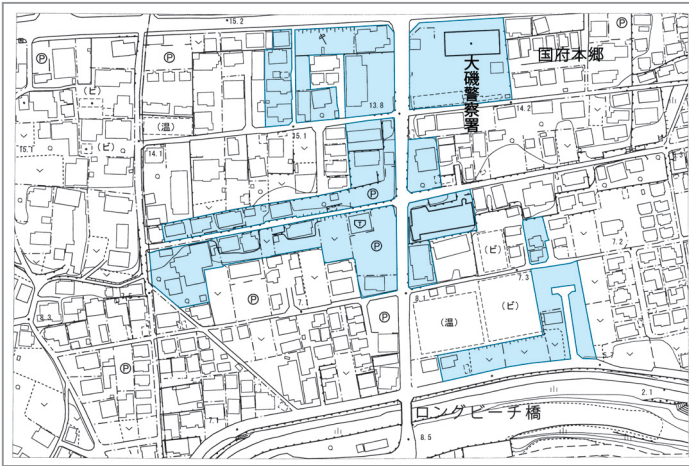


平成24年度 供用開始予定区域図

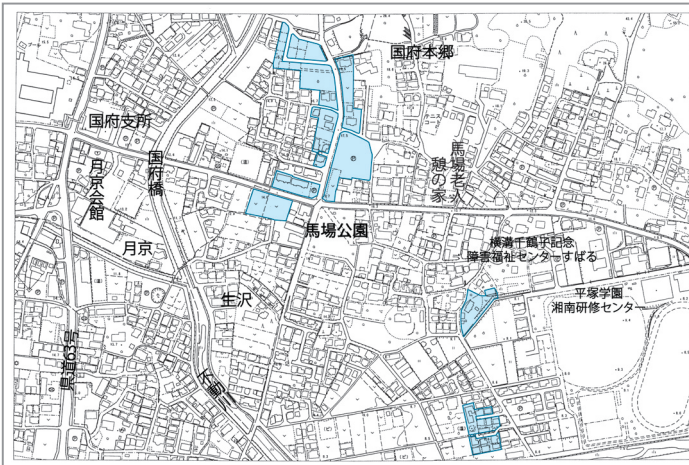
…5月1日からの下水道供用開始区域



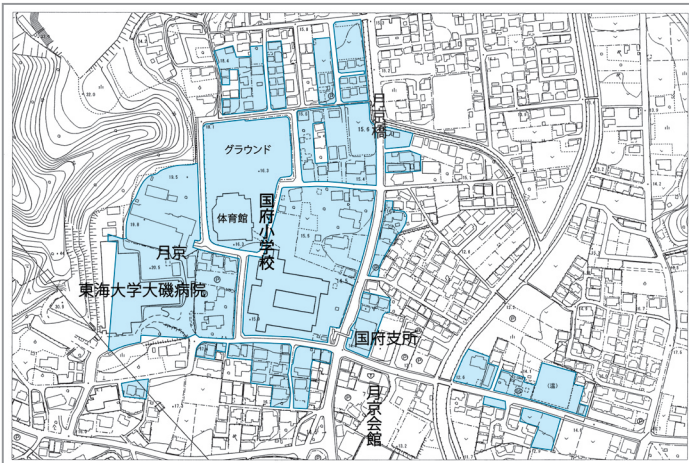
東小磯・西小磯



国府本郷 (中丸)



国府本郷 (馬場)



生沢・月京

下水道接続で『快適な環境づくり』

5月1日(火)から、区域図に示された東小磯・西小磯・国府本郷・生沢及び月京地区の一部の区域が、新たに下水道供用開始(公共下水道が使用できる)区域となります。(左図参照)

【早期接続のお願い】

公共下水道が使えるようにな

りましたら、家庭などからの汚水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置する工事をしていただく必要があります。くみ取りトイレをご利用の方は供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造し、し尿浄化槽をお使いの方も遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道に接続す

ることが義務づけられています。町では、供用開始日から3年以内に接続をする場合には、一定の条件を設けて排水設備設置費の助成として、奨励金を交付しています。(下表参照)

また、排水設備設置に要する費用を借り入れる場合には、融資あっせん制度も行っています。

◎問い合わせ
下水道課 内線214

すでに公共下水道が使用できない区域にお住まいでまだ接続していない方は、生活環境の向上と水質保全のために接続をお願いいたします。

なお、排水設備工事は、必ず町指定工事店に申し込んでください。



【奨励金の交付額】

排水設備設置費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※排水設備設置費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。
(例) 排水設備設置費用が35万円で供用開始からの経過年数が1年目の場合は、奨励金の交付額は2万7千円となります。